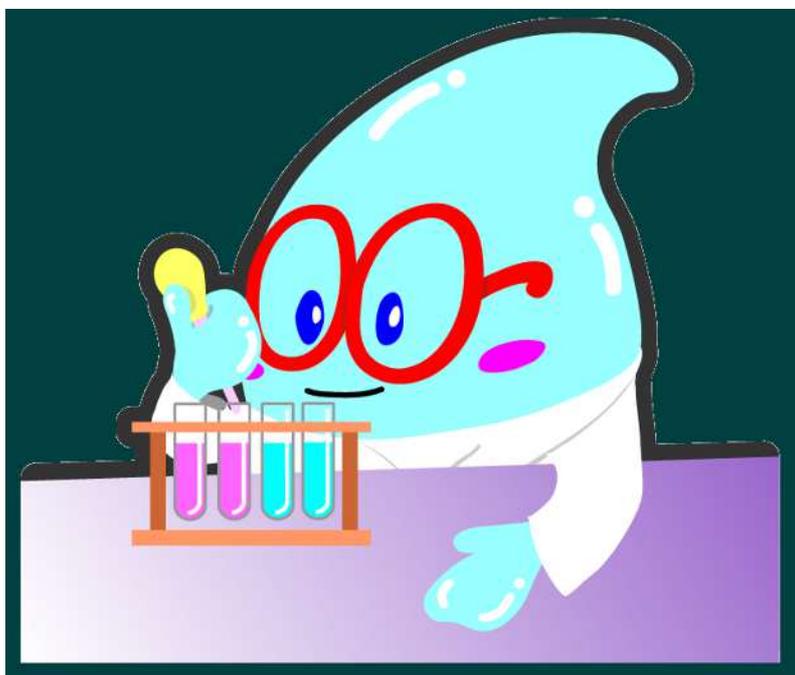


令和 8 年度水質検査計画（案）



佐 世 保 市 水 道 局

水質検査計画とは

水道事業者は、水道法施行規則第 15 条第 6 項において、毎事業年度の開始前に水質基準項目を対象とした「水質検査計画」を策定することが義務付けられています。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。佐世保市水道局では、市民の皆様に安全で良質な水を供給するため、水質検査を定期的に行っています。

水質検査計画は、この水質検査を計画的かつ効率的に実施するために、水質検査項目、方法、頻度、採水地点等を定めたものであり、毎年度策定しています。

水質検査計画の内容（目次）

1. 基本方針	2
2. 水道事業及び簡易水道事業の概要	2
3. 水道の原水及び水道水の状況	5
4. 採水地点	6
5. 水質検査項目と検査頻度	10
6. 水質検査の方法	11
7. 臨時の水質検査	11
8. 水質検査委託内容	11
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	12
10. 水質検査の精度管理と信頼性保証	12
11. 関係者との連携	13

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場の系統を代表する管末給水栓（蛇口）、浄水場の入口（原水）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断される項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、各検査項目についてのこれまでの状況などを考慮して定めます。
- (4) 佐世保地区（一部の簡易水道を除く）、吉井地区、小佐々地区、江迎地区、鹿町地区については、検査機器の整備上、自己検査と委託検査（国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に検査を委託するもの）に分けて行います。また、佐世保地区の一部の簡易水道、世知原地区、宇久地区については、全項目を検査機関に委託し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業及び簡易水道事業の概要

(1) 給水状況（令和6年度）

（令和7年3月末現在）

区分	佐世保地区		吉井地区	世知原地区	小佐々地区	宇久地区	江迎地区	鹿町地区
	水道	簡易水道						
給水人口（人）	202,853	578	4,847	2,765	5,614	1,704	4,674	3,995
給水戸数（戸）	105,785	207	2,372	1,452	2,628	1,110	2,391	2,058
平均配水量（m ³ /日）	64,595	161	1,544	915	2,534	1,009	1,705	1,684

(2) 浄水施設の概要

① 佐世保地区水道

佐世保市水道事業（佐世保地区）			
浄水場名	山の田浄水場	柚木浄水場	広田浄水場
水源	山の田ダム 転石ダム 菰田ダム 相当ダム 川谷ダム 相浦川取水場	川谷ダム	下の原ダム 川棚川取水場 小森川取水場
浄水施設	膜ろ過	急速ろ過	急速ろ過
浄水能力	50,600 m ³ /日	14,000 m ³ /日	36,000 m ³ /日
使用薬剤	硫酸 PAC NaClO 粉末活性炭（微粉炭） 水酸化ナトリウム	PAC NaClO 粉末活性炭	PAC NaClO 粉末活性炭

※PAC：ポリ塩化アルミニウム

※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

② 佐世保地区簡易水道（公営）

	黒島本村 簡易水道	田代 簡易水道	赤木 簡易水道	上木場 簡易水道	平松 簡易水道	下宇戸・川谷 簡易水道
浄水場名	黒島浄水場	田代浄水場	赤木浄水場	上木場浄水場	平松浄水場	下宇戸・川谷浄水場
水源	黒島取水場	田代取水場	赤木取水場	上木場取水場	平松取水場	下宇戸・川谷取水場
浄水施設	緩速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	緩速ろ過	消毒のみ	消毒のみ
浄水能力	40m ³ /日	30m ³ /日	64m ³ /日	70m ³ /日	109m ³ /日	48m ³ /日
使用薬剤	NaClO	NaClO	NaClO	NaClO	NaClO	NaClO

※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

③ 吉井地区

	佐世保市水道事業 (吉井地区)	
浄水場名	御橋浄水場	踊瀬浄水場
水源	御橋取水場	踊瀬貯水池
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過
浄水能力	1,440m ³ /日	1,200m ³ /日
使用薬剤	PAC NaClO	PAC NaClO

※PAC：ポリ塩化アルミニウム

※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

④ 世知原地区

	世知原地区簡易水道・飲料水供給施設			
	世知原 簡易水道	上野原 簡易水道	上開作飲料水 供給施設	下開作飲料水 供給施設
浄水場名	世知原浄水場	上野原浄水場	上開作浄水場	下開作浄水場
水源	佐々川取水場 城山水源 中通水源	上野原取水場	上開作取水場	下開作取水場
浄水方法	緩速ろ過	上向性ろ過	上向性ろ過	上向性ろ過
浄水能力	1,385m ³ /日	104m ³ /日	16m ³ /日	26m ³ /日
使用薬剤	NaClO	NaClO	NaClO	NaClO

※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

⑤ 小佐々地区

	佐世保市水道事業 (小佐々地区)		小佐々地区 簡易水道
			矢岳簡易水道
浄水場名	田原浄水場	楠泊浄水場	矢岳浄水場
水源	つづらダム 鎌投溜池 田原水源 平原水源	楠泊貯水池	矢岳水源 上矢岳水源 神崎貯水池
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
浄水能力	3,520m ³ /日	480m ³ /日	204m ³ /日
使用薬剤	PAC NaClO 粒状活性炭	NaClO	NaClO

※PAC：ポリ塩化アルミニウム
 ※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

⑥ 宇久地区

	宇久地区簡易水道		
	平簡易水道	神浦簡易水道	北部簡易水道
浄水場名	平浄水場	神浦浄水場	北部浄水場
水源	平第1水源 平第2水源 平第3水源 平第4水源	福浦水源 九田畑水源	北部第1水源 北部第3水源
浄水方法	消毒のみ	緩速ろ過	緩速ろ過
浄水能力	1,450m ³ /日	700m ³ /日	310m ³ /日
使用薬剤	NaClO	NaClO	NaClO

※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

⑦ 江迎地区

	佐世保市水道事業 (江迎地区)	
	江迎浄水場	潜竜浄水場
浄水場名	江迎浄水場	潜竜浄水場
水源	第1水源 (嘉例川)	第2水源(江迎川) 第3水源(潜竜浄水場) 第4水源(猪調) 田ノ元水源
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過
浄水能力	900m ³ /日	2,100m ³ /日
使用薬剤	PAC NaClO	NaClO

※PAC：ポリ塩化アルミニウム
 ※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

⑧ 鹿町地区

	鹿町地区簡易水道				
	北部簡易水道		歌ヶ浦簡易水道	神林簡易水道	船ノ村簡易水道
浄水場名	鹿町北部浄水場	南鹿町浄水場	歌ヶ浦浄水場	神林浄水場	船ノ村浄水場
水源	北部水源 (鹿町川) 樋口水源 (樋口ダム)	南鹿町水源	樋口水源 (樋口ダム) 歌ヶ浦貯水池 大加勢川水源 大切水源	神林貯水池	船ノ村水源
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
浄水能力	942m ³ /日	218m ³ /日	786m ³ /日	298m ³ /日	93m ³ /日
使用薬剤	PAC NaClO	NaClO	PAC NaClO	NaClO	NaClO

※PAC：ポリ塩化アルミニウム
 ※NaClO：次亜塩素酸ナトリウム

3. 水道の原水及び水道水の状況

水源の種別毎に原水の汚染要因及び水質管理上留意すべき代表的な項目を示しました。

水源の種別	表流水（河川水）	表流水（貯水池）	地下水
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による濁水発生 ・上流での農薬散布 ・油類等による汚染事故 ・畜産場等の排水の流入 ・家庭雑排水による汚濁 	<ul style="list-style-type: none"> ・富栄養化の進行 ・藻類発生による臭気障害 ・降雨等による濁水発生 ・上流での農薬散布 ・油類等による汚染事故 ・畜産場等の排水の流入 ・貯水池の循環による鉄、マンガン濃度の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質変動は少ない
水質管理上留意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気物質 (ジェオスミン、2-MIB) ・有機物 ・色度 ・濁度 ・界面活性剤 ・農薬類 ・クリプトスポリジウム・ジアルジア ・鉄及びその化合物 ・マンガン及びその化合物 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物 ・窒素、リン ・臭気 ・臭気物質 (ジェオスミン、2-MIB) ・有機物 ・pH ・色度 ・濁度 ・農薬類 ・クリプトスポリジウム・ジアルジア ・鉄及びその化合物 ・マンガン及びその化合物 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム・ジアルジア

各浄水場では、各原水の汚染要因を踏まえ適切な浄水処理を行っています。

また、水質検査結果は佐世保市水道局ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/jigyo/toke/suishitsukensa/suido/kekka/index.html>)

4.採水地点

(1) 毎日検査

色、濁り、臭味、消毒の残留効果(残留塩素)について、1日1回の検査を実施します。各地区の検査地点は以下のとおりです。

① 佐世保地区水道

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
山の田浄水場	1	山の田第二配水池	新港町 シーサイドパーク
	2	西山手配水池	長坂町 長坂公園
	3	横尾配水池	福田町 591 付近
	4	大黒第二配水池	東浜町 195 付近
	5	美鳥ヶ丘団地配水池	星和台町 星和第一公園
	* 6	相浦第二配水池	浅子町 浅子漁港公衆トイレ
	7	大野第三配水池	藤原町 日水公園
	8	岳野第二配水池	岳野町 186-1 付近
	9	八の久保第三配水池	八の久保町 191-2 付近
	10	相浦配水池	鹿子前町 九十九島うみかぜ広場
	11	庵の浦配水池	俵ヶ浦町 荷揚げ場手洗場
	12	小川内配水池	小川内町 1071-3 付近
	13	皆瀬配水池	野中町 406 付近
	14	松山配水池	木風町 木風公園
	15	松山配水池	御船町 琴平公園
	16	松山配水池	矢岳町 矢岳公園
	17	眼鏡岩配水池	瀬戸越町 眼鏡岩公園
	柚木浄水場	18	高筈高部配水池(減圧井経由)
* 19		大野高々部配水池	野中町 野中東公園
20		上柚木第二配水池	柚木町 2706-1 付近
21		柚木元町第四配水池	柚木元町 1658 付近
22		楠木配水池	皆瀬町 267 付近
23		白仁田配水池	白仁田町 49-3 付近
24		西下岳第二配水池	上柚木町 316 付近
25		東下岳配水池	上柚木町 956 付近
26		潜木低部配水池 (高花減圧井経由)	柚木町 2914 付近
広田浄水場	* 27	横手配水池	江永町 江永公園
	28	黒髪高々部配水池	黒髪町 4409-2 付近
	29	馬責低部第一配水池	早苗町 1127 付近
	30	指方第二配水池	指方町 515 付近
	31	馬責低部第一配水池	桑木場町 1281-3 付近
	32	三川内配水池	三川内町 三川内山公園 公衆トイレ
	33	心野高部配水池	心野町 1530 付近
	34	心野低部配水池	横手町 738-2 付近
	35	岩下配水池	指方町 3486 付近
	36	瀬道配水池	萩坂町 1495 付近
	37	広田第二配水池	針尾北町 342-2 付近
	38	浦頭配水池	針尾北町 1436 付近
	39	大崎配水池	針尾北町 1682 付近
	40	猫山配水池	黒髪町 黒髪第二公園
	41	上原・桑木場配水池	桑木場町 641-1 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

② 佐世保地区簡易水道

簡易水道名	番号	配水池系統	採水地点
黒島本村簡易水道	* 1	黒島本村高部配水池	黒島町 233 付近
	2	黒島本村高部配水池	黒島町 167 付近
田代簡易水道	* 2	田代配水池	赤木町 1923 付近
赤木簡易水道	3	赤木低部配水池 (第二減圧井経由)	桜木町 1079 付近
	4	赤木高部配水池	赤木町 59 付近
		赤木低部配水池	赤木町 554 番地付近 (毎月定期検査のみ)
上木場簡易水道	5	上木場中部配水池 (減圧井経由)	黒髪町 1963-3 付近
	6	上木場低部配水池	黒髪町 1276-5 付近
	7	上木場高部配水池	黒髪町 788-5 付近
		上木場中部配水池	黒髪町 1034-5 付近 (毎月定期検査のみ)
平松簡易水道	* 8	平松配水池	上原町 788-2 付近
下宇戸・川谷簡易水道	* 9	下宇戸・川谷第三配水池	川谷町 106-付近
	10	下宇戸・川谷配水池	川谷町 606 付近
	11	下宇戸・川谷第一配水池	下宇戸町 183 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

③ 吉井地区

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
御橋浄水場	1	上吉田配水池	吉井町橋川内 688 付近
	2	御橋配水池	吉井町橋口 2-4 付近
	3	梶木場配水池	吉井町梶木場 1558 付近
	* 4	福井配水池	吉井町直谷 282-3 付近
	5	福井東配水池	吉井町福井 370-3 付近
	6	草ノ尾配水池	吉井町福井 411-1 付近
	7	御橋観音配水池	吉井町前岳 161-1 牧の岳公園給水栓
	8	峠配水池	吉井町高峰 788-3 付近 防火水槽
	9	乙石尾配水池	吉井町高峰 1499-4 付近
踊瀬浄水場	10	西立石配水池	吉井町立石 148-21 付近
	* 11	踊瀬配水池	吉井町立石 46-3 付近
	12	吉元配水池	吉井町吉元 77-13 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

④ 世知原地区

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
世知原浄水場	* 1	世知原配水池	世知原町岩谷口 534 付近
	2	春日配水池	世知原町太田 76-イ 付近
	3	槍巻配水池	世知原町上野原 89 付近
	4	打越配水池	世知原町栗迎 194-8 付近
	5	羽付配水池	世知原町矢櫃 23 付近
	6	太田・立花配水池	世知原町太田 644-3 付近
	7	木浦原配水池	世知原町岩谷口 1435-2 付近
上野原浄水場	8	上野原配水池	世知原町上野原 623-1 付近
	* 9	上野原配水池	世知原町上野原 288-1 付近
	10	上野原配水池	世知原町上野原 1524-1 付近
	11	板山配水池	世知原町上野原 2426-1 付近
上開作浄水場	* 12	上開作第二配水池	世知原町開作 1007-2 付近
下開作浄水場	* 13	下開作配水池	世知原町開作 428 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑤ 小佐々地区

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
田原浄水場	* 1	岳下配水池	小佐々町楠泊 349-7 神崎鼻公衆便所
	2	小坂加圧ポンプ所	小佐々町小坂 486 付近
	3	臼ノ浦配水池	小佐々町臼ノ浦 117-1 付近
	4	竹田配水池	小佐々町西川内 789 付近
	5	冷水配水池	小佐々町矢岳 1485-2 付近
	6	工業団地配水池	小佐々町黒石 332-1 付近
楠泊浄水場	* 7	楠泊配水池	小佐々町矢岳 165-35 付近
矢岳簡易水道	* 8	山添配水池	小佐々町矢岳 1066-14 上矢岳橋付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑥ 宇久地区

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
平浄水場	* 1	平配水池	宇久町平 3450 付近 (堀川墓地)
	2	平配水池	宇久町平 3930-2 付近 (針木墓地)
北部浄水場	3	野方配水池	宇久町野方 1828 付近 (野方公民館)
	* 4	北部配水池	宇久町大久保 591 付近 (大久保公民館)
神浦浄水場	5	狩立第一、第二配水池	宇久町本飯良 1308 付近 (本飯良公民館)
	* 6	神浦第一配水池	宇久町神浦 3186-5 付近 (神浦格納庫)
	7	神浦第二配水池	宇久町小浜 918 付近 (蒲浦公民館)
	8	寺島配水池	宇久町寺島 920 付近 (寺島住民センター)
		寺島配水池 (「みつしま」欠航時)	宇久町本飯良 3022 付近 (汐出海水浴場)

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑦ 江迎地区

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
江迎浄水場	1	江迎配水池	平戸市田平町深月免 679-2 付近
	2	白岩配水池	江迎町長坂 551-4 付近
	3	飯尾配水池	江迎町栗越 608-1 栗越公民館前ドレン
	4	栗越配水池	江迎町梶ノ村 299-6 付近
	5	末橋配水池	江迎町末橋 258-3 付近
	* 6	江迎配水池	江迎町小川内 1-7 付近
潜竜浄水場	7	堤原配水池	江迎町中尾 189-3 付近
	8	小川内配水池	江迎町小川内 703 付近
	* 9	潜竜配水池	江迎町赤坂 312-15 付近
	10	鬼突配水池	江迎町志戸氏 224 付近
	11	猪調配水池	江迎町猪調 1069-1 付近
	12	川内配水池	江迎町田ノ元 987-16 付近
江迎・潜竜浄水場	13	高岩配水池	江迎町乱橋 125-7 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑧ 鹿町地区

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
鹿町北部浄水場	1	口ノ里配水池	鹿町町口ノ里 1071 第3減圧槽横ドレン
	2	口ノ里配水池	鹿町町口ノ里 59 付近
	* 3	深江配水池	鹿町町深江 2-8 付近
南鹿町浄水場	* 4	南鹿町配水池	鹿町町深江湯 107-13 付近
船ノ村浄水場	* 5	船ノ村配水池	鹿町町船ノ村 849-11 付近
歌ヶ浦浄水場	6	明星配水池	鹿町町上歌ヶ浦 219-2 明星公園給水栓
	* 7	第1坂口配水池	鹿町町口ノ里 1230-13 付近
	8	木場配水池	鹿町町上歌ヶ浦 865 付近
神林浄水場	9	平原配水池	鹿町町長串 954-3 付近
	* 10	神林配水池	鹿町町長串 1000-8 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

(2) 水質基準項目

「水質基準に関する省令」で定める水道水質基準項目について、次の各地点で水質検査を行います。

1) 給水栓

浄水場系統毎に設定した管末給水栓 28 地点において検査を行います。

2) 浄水場出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、佐世保地区の浄水場（山の田、柚木、広田）の出口（配水池、浄水池）5 地点においても、水質基準項目の検査を行います。

(3) 原水

水質状況の把握及び浄水処理上の水質管理のため、原水についても水質基準項目の検査に準じて検査を行います。原水については、各浄水場の原水着水井、取水場等で検査を行います。

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査項目

色、濁り、臭味、消毒の残留効果（残留塩素濃度）について、日に 1 回の検査を実施します。

(2) 水質基準項目（52 項目）

水道水は、水道法第 4 条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」により定められた水道水質基準に適合することが必要です。各地区における検査項目と検査頻度は、p14【検査表 1】のとおりです。（検査頻度：1 回/月～1 回/3 年）（令和 8 年度は、山の田浄水場系、下宇戸・川谷簡易水道、世知原地区（4 地点）、宇久地区（3 地点）について、年に 1 回の全 52 項目検査を実施します。）

水質基準項目の検査においては、過去の検査の結果や水源の状況を勘案し、状況に応じて検査頻度を減じたり、検査の実施を省略したりすることができます。

(3) 原水

原水についても水質基準項目の検査に準じて検査を行います。

また、全ての検査地点において、年に 1 回の全項目検査（消毒副生成物、味を除く 40 項目）を実施します。（1 回/月～1 回/年）

各地区の原水の検査項目と検査頻度は、p15【検査表 2】のとおりです。

(4) その他

1) クリプトスポリジウム・ジアルジア

クリプトスポリジウム及びジアルジアは、塩素耐性をもつ原虫です。

水道原水における汚染の程度を把握するため、過去に指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）が検出された地点において、年に 1 回以上の検査を実施します。指標菌については、月に 1 回の検査を実施します。また、対策として、浄水場のろ過濁度が 0.1 度以下になるよう、浄水場での管理を徹底しています。

2) ダイオキシン類検査

各地区のダム・貯水池等について、年に 1 回の検査を実施します。

3) 農薬類検査

各ダム・貯水池等について、年に 1 回の検査を実施します。検査する農薬類については、流域での農薬使用実態を考慮して選定します。

4) 放射性物質検査

北部地区の一部が玄海原子力発電所 30km 圏内に含まれることから、北部地区の原水（表流水）15 地点及び浄水 12 地点において、放射性セシウム 134 及び 137 について、年に 1 回の検査を実施します。

5) ダム・貯水池の生物検査

カビ臭やろ過閉塞の原因となる藻類の検査を定期的に行います。佐世保地区の各ダム・貯水池については、週に 1 回の検査を実施します。吉井、小佐々、鹿町地区のダム・貯水池については、月に 1 回以上の検査を実施します。

6)ダム・貯水池の鉛直分布調査

佐世保地区（山の田ダム、菰田ダム、川谷ダム、下の原ダム）、小佐々地区（つづらダム）、鹿町地区（樋口ダム）の各ダム・貯水池について、年に4回の調査を実施します。

7)アンモニア態窒素検査

自己検査実施地点の原水、浄水場出口、給水栓において、性状確認のため、月に1回の検査を行います。

8)水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目とは、水質基準項目ではないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意するべき、として設定されている項目です。

本市においては、佐世保地区の各ダム・貯水池、江迎地区、鹿町地区の河川（江迎川、鹿町川）で年に1回の検査を行います。また、各管末給水栓で3年に1回の検査を行います。令和8年度は、山の田浄水場系、下宇戸・川谷簡易水道、世知原地区（4地点）、宇久地区（3地点）の給水栓について、検査を実施します。検査項目については、p16【検査表3】のとおりです。

6. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等）に基づいて行います。また、その他の項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に実施致します。検査項目については、異常が認められる項目・異常のおそれのある項目等を行います。

- ① 水源の水質が、著しく悪化したとき
- ② 水源に何らかの異常があったとき（魚が多数死んだ等）
- ③ 水源付近、給水地域及びその周辺で、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 臭味等に異常があるとき
- ⑥ 水道施設が、著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑦ 市民の皆様から、水質異常の検査依頼があったとき
- ⑧ その他、特に必要があると認められるとき

8. 水質検査委託内容

佐世保市水道局では、一部の検査について、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して行います。

(1) 水質基準項目

各地区における水質基準項目、原水の委託範囲は、p17【検査表4】のとおりです。

(2) その他の項目

ダイオキシン類、農薬類、放射性物質、クリプトスポリジウム・ジアルジア、水質管理目標設定項目の一部、嫌気性芽胞菌の一部について、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関へ依頼して行います。

(3) 委託検査の試料の採取及び運搬

委託検査機関が水道局へ採水容器を搬入後、水道局職員による採水を行い、速やかに委託検査依頼を行います。採水を委託検査機関が実施する場合は、委託検査機関による採水後、速やかに試験を開始します。

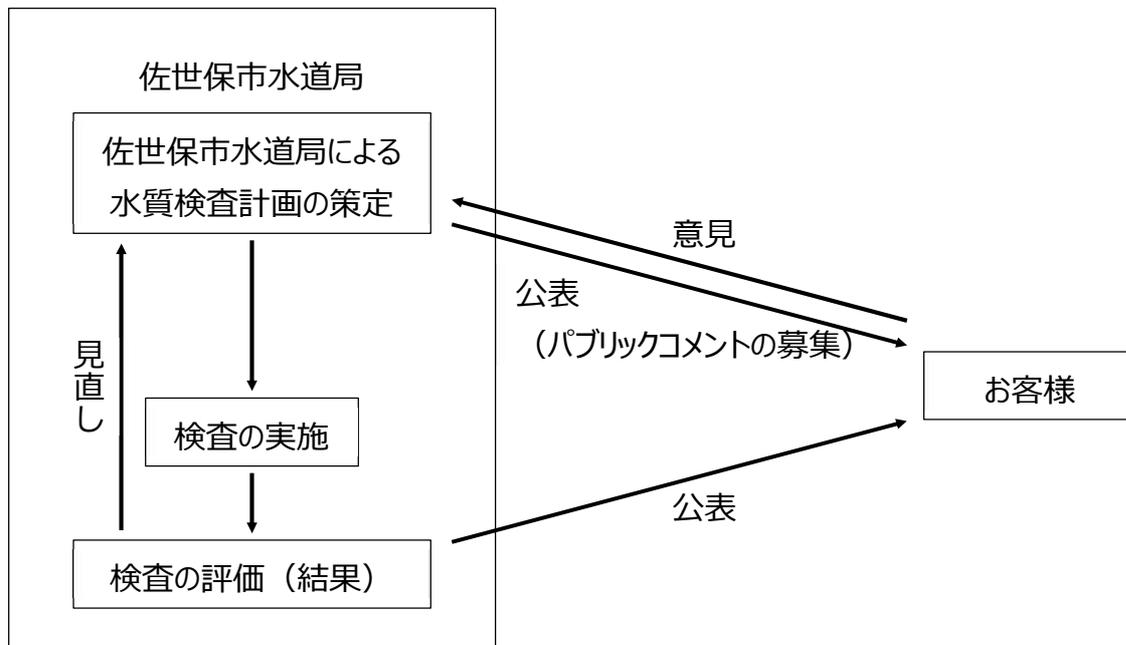
(4) 委託検査の実施状況の確認

検査結果の根拠となる分析チャートの確認、検査施設への立入検査等により検査の実施状況を把握します。また、水道水質検査の精度管理や水道水質検査方法の妥当性評価への取り組み状況についても確認を行い、委託検査機関が一定レベル以上にあることを確認しています。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、佐世保市水道局ホームページにて公表します。水道水の検査結果及びその他の検査結果についても、毎年度ホームページにて公表しています。水質検査計画については、毎年度見直しを実施し、状況に応じて改正を行います。

(<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/jigyo/toke/suishitsukensa/suido/index.html>)



10. 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

水質基準値の 1/10 以下を報告下限値とし、精度の高い測定に努めます。

(2) 信頼性保証

標準作業書によるマニュアル化を行い、水質検査の信頼性を確保します。

(3) 外部精度管理

環境省主催の「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」に参加し、水質検査の精度向上に努めます。

(4) 妥当性の評価

環境省による「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、各検査項目の水質検査結果の妥当性を評価し、信頼性を確保しています。

11. 関係者との連携

水質汚染事故等に対しては、長崎県水環境対策課、佐世保市環境保全課等の関係機関と情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

【検査表1】浄水における水質基準項目の検査頻度について

令和8年度

項目名	基準値 (mg/L)	法定の検査頻度	実施する検査頻度	検査頻度設定理由	検査計画頻度(回/年)															
					（一部の簡易水道を除く）佐世保地区		（一部の簡易水道を除く）佐世保地区		吉井地区	世知原地区	小佐々地区	宇久地区	江迎地区	鹿町地区						
					配水池 浄水池 (5地点)	給水栓 (4地点)	給水栓 (5地点)	給水栓 (2地点)	給水栓 (4地点)	給水栓 (3地点)	給水栓 (3地点)	給水栓 (2地点)	給水栓 (5地点)							
1 一般細菌	100個/mL以下	概ね1月に1回以上	月に1回	省略不可項目	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
2 大腸菌	検出されなことが				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	概ね3月に1回以上	3年に1回	過去の最大値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため	※A	※A	※A	—	1	—	1	—	—							
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				—	※A	※A	—	1	—	1	—	—							
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				※A	※A	※A	—	1	—	1	—	—							
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				4	4	4	4	4	4	4	4	4							
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				※A	※A	※A	—	1	—	1	—	—							
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下				※A	※A※C	※A	—	1	—	1	—	—							
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				12	12	※A	12	1	12	1	12	12							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				省略不可項目				—	4	4	4	4	4	4	4				
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				性状確認のため (自己検査地点では毎月実施)				12	12	4	12	4	12	4	12	12			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				性状確認のため				4	4	4	4	4	4	4	4	4			
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下				過去の最大値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため				—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下								—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下								—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下								—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下								—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下								—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
19 トクロロエチレン	0.01mg/L以下								—	※A	※A	—	1	—	1	—	—			
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下								令和8年度追加項目				—	4	4	4	4	4	4	4
21 ベンゼン	0.01mg/L以下								3年に1回	過去最大の値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため	—	※A	※A	—	1	—	1	—	—	
22 塩素酸	0.6mg/L以下	年に4回	省略不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
24 クロロホルム	0.06mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
26 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
27 臭素酸	0.01mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
29 トクロロ酢酸	0.03mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
31 ブロモホルム	0.09mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			—	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			3年に1回	過去最大の値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため	※A	※A	4	—	4	—	4	—	—						
34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			年に4回	性状確認のため	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
35 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	月に1回	性状確認のため	12	12	12	12	12	12	12	12	12								
36 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	年に4回	性状確認のため (自主検査地点では毎月実施)	12	12	4	12	4	12	4	12	12								
37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	3年に1回	過去最大の値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため (自主検査地点では毎月実施)	12	12	※A	12	1	12	4	12	12								
38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	月に1回	性状確認のため	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
39 塩化物イオン	200mg/L以下			省略不可項目				12	12	12	12	12	12	12						
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	概ね3月に1回以上	年に4回	性状確認のため (自主検査地点では毎月実施)				12	12	4	12	4	12	4	12	12				
41 蒸発残留物	500mg/L以下			性状確認のため				4	4	4	4	4	4	4	4					
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	3年に1回	過去最大の値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため	—	※A	※A	—	1	—	1	—	—								
43 ジェオミン	0.0001mg/L以下	概ね1月に1回以上	発生時期 月に1回	性状確認のため (左記の物質を産出する藻類の発生が少なく、検査が必要でないことが明らかに認められる期間を除く。)				—	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B				
44 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下			—	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B						
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	3年に1回	過去最大の値が基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため	—	※A	※A	—	1	—	1	—	—							
46 フェノール類	0.005mg/L以下				—	※A	※A	—	1	—	1	—	—							
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
48 pH値	5.8以上8.6以下				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
49 味	異常でないこと				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
50 臭気	異常でないこと				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
51 色度	5度以下				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
52 濁度	2度以下				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						

※A：令和8年度は、山の田浄水場系、下宇戸・川谷簡易水道について、3年に1回の全項目検査を実施します。

※B：各検査地点においてこれらを産出する藻類の発生状況、発生時期に応じ、月に1回検査を実施します。

※C：黒島簡易水道について、年に4回の検査を実施します。

【検査表2】原水における水質基準項目の検査頻度について

令和8年度

項目名	検査計画頻度(回/年)								
	佐世保地区(一部) 簡易水道を除く	(一部)佐世保地区 簡易水道	吉井地区	世知原地区	小佐々地区	宇久地区	江迎地区	鹿町地区	
	16地点	5地点	2地点	6地点	11地点	9地点	6地点	12地点	
1 一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	
2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	
4 水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	
6 鉛及びその化合物	4	4	4	※C	4	※C	4	4	
7 ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	
8 六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	
9 亜硝酸態窒素	12	1	12	1	12	1	12	12	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	※C	4	4	※C	※C	※C	※C	※C	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	4	12	※C	12	※C	12	12	
12 フッ素及びその化合物	4	4	4	※C	4	※C	4	4	
13 ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	
14 四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	
15 1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	
17 ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	
18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	
20 PFOS及びPFOA	1	1	1	1	1	1	1	1	
21 ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	
33 亜鉛及びその化合物	1	4	1	※C	1	※C	1	1	
34 アルミニウム及びその化合物	4	4	4	※C	4	※C	4	4	
35 鉄及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	
36 銅及びその化合物	12	4	12	※C	12	※C	12	12	
37 ナトリウム及びその化合物	12	1	12	1	12	1	12	12	
38 マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	
39 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	12	4	12	※C	12	※C	12	12	
41 蒸発残留物	4	4	4	※C	4	※C	4	4	
42 陰イオン界面活性剤	※A	※A	※A	※A	※A	※A	※A	※A	
43 ジェオスミン	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	
44 2-メチルイソボルネオール	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	※B	
45 非イオン界面活性剤	※A	※A	※A	※A	※A	※A	※A	※A	
46 フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	
48 pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	
50 臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	
51 色度	12	12	12	12	12	12	12	12	
52 濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	

※A：すべての原水で年に1回、河川水(混合原水)については年に4回の検査を実施します。

※B：各検査地点においてこれらを産出する藻類の発生状況、発生時期に応じ、月に1回検査を実施します。

※C：すべての原水で年に1回、混合原水又は浄水場唯一の原水である場合は年に4回の検査を実施します。

【検査表3】 水質管理目標設定項目の検査頻度について

令和8年度

	項目名	目標値	検査計画頻度(回/年)								
			山の田貯水池	菰田貯水池	川谷貯水池	相当貯水池	転石貯水池	下の原貯水池	江迎川	鹿町川	管末給水柱※B
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	(削除)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	(削除)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	(削除)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	トルエン	0.4mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	(削除)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	—	—	—	—	—	—	—	—	1
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	—	—	—	—	—	—	—	—	1
15	農薬類 ※A	1以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	残留塩素	1mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	1
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ※C	3mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	臭気強度(TON)	3以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	濁度	1度	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	pH値	7.5程度	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし極力0に近づける	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	従属栄養細菌	2,000個/mL以下(暫定)	—	—	—	—	—	—	—	—	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	(削除)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※A：農薬類については、対象農薬リストに掲載される農薬類の中から、使用実態を考慮して選択した3種類の検査を実施します。

※B：令和8年度は、山の田浄水場系、下宇戸・川谷簡易水道、世知原地区(4地点)、宇久地区(3地点)で検査を実施します。

※C：有機物の指標として、各地点で水質基準項目「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」の検査を月に1回実施しているため、この検査は実施しません。

【検査表4】水質基準項目の委託範囲について（自己検査/委託検査）

令和8年度

	水質基準項目名	(一部を除く)佐世保地区の簡易水道を	(一部を除く)佐世保地区の簡易水道を	吉井地区	世知原地区	小佐々地区	宇久地区	江迎地区	鹿町地区
	採水	○	●	○	●	○	○	○	○
1	一般細菌	○	●	○	●	○	●	○	○
2	大腸菌	○	●	○	●	○	●	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
4	水銀及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
5	セレン及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
6	鉛及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
7	ヒ素及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
8	六価クロム化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
9	亜硝酸態窒素	○	●	○	●	○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●	●	●	●	●	●	●	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	●	○	●	○	●	○	○
12	フッ素及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
13	ホウ素及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●
14	四塩化炭素	●	●	●	●	●	●	●	●
15	1,4-ジオキサン	●	●	●	●	●	●	●	●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
17	ジクロロメタン	●	●	●	●	●	●	●	●
18	テトラクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
19	トリクロロエチレン	●	●	●	●	●	●	●	●
20	PFOS及びPFOA	●	●	●	●	●	●	●	●
21	ベンゼン	●	●	●	●	●	●	●	●
22	塩素酸	○	●	○	●	○	●	○	○
23	クロロ酢酸	●	●	●	●	●	●	●	●
24	クロロホルム	●	●	●	●	●	●	●	●
25	ジクロロ酢酸	●	●	●	●	●	●	●	●
26	ジブロモクロロメタン	●	●	●	●	●	●	●	●
27	臭素酸	●	●	●	●	●	●	●	●
28	総トリハロメタン	●	●	●	●	●	●	●	●
29	トリクロロ酢酸	●	●	●	●	●	●	●	●
30	ブロモジクロロメタン	●	●	●	●	●	●	●	●
31	ブロモホルム	●	●	●	●	●	●	●	●
32	ホルムアルデヒド	●	●	●	●	●	●	●	●
33	亜鉛及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
34	アルミニウム及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
35	鉄及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
36	銅及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
37	ナトリウム及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
38	マンガン及びその化合物	○	●	○	●	○	●	○	○
39	塩化物イオン	○	●	○	●	○	●	○	○
40	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	●	○	●	○	●	○	○
41	蒸発残留物	○	●	○	●	○	●	○	○
42	陰イオン界面活性剤	●	●	●	●	●	●	●	●
43	ジェオスミン	●	●	●	●	●	●	●	●
44	2-メチルイソボルネオール	●	●	●	●	●	●	●	●
45	非イオン界面活性剤	●	●	●	●	●	●	●	●
46	フェノール類	●	●	●	●	●	●	●	●
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	●	○	●	○	●	○	○
48	pH値	○	●	○	●	○	●	○	○
49	味	○	●	○	●	○	●	○	○
50	臭気	○	●	○	●	○	●	○	○
51	色度	○	●	○	●	○	●	○	○
52	濁度	○	●	○	●	○	●	○	○

○：自己採水又は検査項目

●：国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関へ委託する項目

問合わせ先：〒857-0851



佐世保市稲荷町 3-1(中部下水処理場内)

佐世保市水道局 事業部 水質管理センター

TEL: 0956-31-3118

FAX: 0956-33-4227

URL: <https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku>

メールアドレス: suisui@city.sasebo.lg.jp